

2020 年度事業報告書

公益社団法人 日本複製権センター
(略称:「JRRC」)

I. 法人の概況

1. 2020 年度の活動

2020 年度は、新型コロナウイルス禍への対応に終始した厳しい社会情勢の中の事業環境であったが、その中で 2018 年度に開始した電磁的複製管理の更なる徹底を目指した。

2. 委託管理事業管理概況(2021 年 3 月 31 日現在)

(1)管理出版物数/管理著作物数、各構成団体及び個別委託者より委託されている出版物数/著作物数は、以下の通りである。

- ①「一般社団法人学術著作権協会」: 定期刊行物 2,567 点、書籍 3,177 点
- ②「一般社団法人新聞著作権協議会」: 67 社、98 紙
- ③「著作者団体連合」: 合計 14,840 名の著作者による全著作物
- ④個別委託者からの委託著作物 団体 72,479 点、個別出版者 19,555 点

(2)契約者数

契約件数 2,612 件
グループ企業を含めた利用者数は 5,203 者

(3)使用料徴収

使用料徴収額は 545,499,399 円(2019 年度 512,955,356 円)

(4)分配額

2020 年 9 月に分配した 2019 年度徴収に対する分配額は 364,945,331 円
(2019 年 9 月分配額 302,826,179 円)

II. 事業の状況

➤ 2020 年度事業計画の重点事業に対する取り組み

1. 新型コロナウイルス禍にさらされた厳しい事業環境の中において、利用許諾契約促進に係る次の事業の実施を図った。

- ①日本経済新聞社等の新規委託者からの管理委託増に取り組み、加えて②～⑤

の利用許諾契約促進に係る施策を行い、使用料徴収を可能な限り 2019 年度並みに維持することを目指すとしたが、日本経済新聞社の委託については次年度に繰り越しとなった。また、使用料徴収については前年度並みを越えることができた。(詳細後述)

- ②一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(略称「JBMIA」)との連携強化により複合機メーカーとの関係を強め、リース契約締結時には当センターとの利用許諾契約も同時に締結されるような仕組みづくりを目指していたが、同協会に訪問し及び数回のメール連絡等にてアプローチするも、それ以上に関係を深めるまでには至らなかった。従って次年度以降に一層の取り組みを目指すこととした。
- ③日本行政書士会連合会のネットワークを活用した普及啓発、利用許諾契約促進の取り組みに向けての環境整備を継続するとしたが、今年度は実現できなかった。②と同様に次年度以降に取り組みを目指す。
- ④メディアを活用した積極的な広報の実施と連動した利用許諾契約手続き案内業務の展開、利用許諾契約促進の取り組みの実施等については、自治体向け DM1,000 通、一般社団法人日本書籍出版協会(略称「書協」)会員社向け DM300 通を送付し、それぞれに対しての著作権セミナーと利用許諾契約の促進施策を行った。
- ⑤委託者から現在管理の委託を受けていない利用形態や権利委託拡充の努力継続を掲げていたが、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(略称「SARTRAS」)のライセンス事業の進捗と関係を図り「公衆送信権」の取り扱いについては社内で検討を重ねるに留まった。本件については次年度以降も引き続き検討を継続してゆく。
- ⑥徴収に関する業務フローの見直しと、見直し後のフローに合わせての社内システム再構築を計画した。結果としては、契約管理システムを統合することで業務フローを簡素化するべく、今年度はその簡素化の第 1 フェーズとして 3 つのシステムのうち、外部システム利用の機能を当センターの WEB 契約システムに統合すべく開発中である。(7 月稼働予定)

2.新方式実態調査の実施

新方式実態調査については、調査対象の選定準備、および事前調査(タブレットアプリ機能等チェックのテスト)については、いくつかの事業者の協力で操作環境、メニュー構成、運用等のアイデアを得ることができたが、その後の実際の調査への取組については、多くの企業がテレワークへシフトしたことで調査予定先のオフィス稼働の不安定化が顕在化したため、取組は一旦中断せざるを得なかった。よって次年度に改めて実施方法・方向性についても検討する。

3.国際的な連携の実現と国際戦略の策定

7月にIFRRO¹ APC²ミーティング、10月に同じくAPCミーティング、そして11月にIFRRO総会が開催され、それぞれにオンラインにて参加し情報を得た。

4.教育機関における許諾環境の整備

SARTRASが実施する補償金管理及び、教育側から求められているライセンス環境の整備についての協力については、SARTRAS事業の開始にあたり、データベース構築、管理システム開発等の助言・監修を行った。当該案件については次年度についても引き続きの協力を行う。

➤ 2020年度事業計画のうち、経常事業に対する取り組み

1.複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

①複製使用料の徴収

2020年度における複製使用料徴収額は545,499,399円となり、予算515,000,000円に対して30,499,399円の増収となった。

②複製使用料の分配

2019年度に徴収した使用料総額512,955,356円から管理手数料を控除した364,945,331円を、2020年9月末に権利者団体及び個別委託者に分配した。各権利者団体及び個別委託者への分配額は以下の通りである。

著作者団体連合	127,410,092円
一般社団法人学術著作権協会	93,850,905円
一般社団法人新聞著作権協議会	121,751,817円
個別委託者小計	21,932,517円
合計	364,945,331円

2.著作権思想の普及・啓発及び調査研究に関する事業

(1)一般及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

①JRRCの自主事業

(ア)JRRC主催の著作権セミナー、著作権教育講座の開催

2021年2月26日に文化庁・東京都の後援にて「JRRC著作権セミナー」を

¹ IFRRO : 「世界複製権機構」 The International Federation of Reproduction Rights Organisations の略

² APC : Asia Pacific Committee の略

オンラインで開催した。当該セミナーの参加者は 352 名であった。また、著作権教育講座については、新型コロナウイルス禍の影響により 8 月よりオンラインセミナーとして、ほぼ月に 1 度の割合で「著作権講座(中級)」を実施(うち 2 回は大阪工業大学と共催)。参加者は合計で 697 名であった。

(イ)メールマガジン等による著作権思想の普及・啓発活動

年間で合計 36 回のメールマガジン配信により利用者への著作権思想普及および啓発活動を行った。

(ウ)利用企業・団体からの講師派遣依頼への対応

2020 年度の実施はなかったが、次年度以降依頼がある場合は対応する。

(エ)著作物複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布

通常用意してあるパンフレットを増刷し適宜配布するとともに、書協会員社に向けて未契約状態のリスクを示した文書の送付を行った。

(オ)ホームページ、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施

経団連タイムズ、日本事務機器新聞、OA 年鑑等広告出稿での JRRC 利用許諾業務の告知そして一般社団法人書籍出版協会月報誌への DM 等同封、同協会メールマガジンでの JRRC セミナー告知、地方自治体への DM 送付を行い JRRC 管理事業の紹介および許諾契約促進を実施した。

(カ)一般又は利用者からの著作物利用に関する問合せや相談を通じた、著作権に関する知識の普及・啓発

一般的な複製利用に関する問い合わせに加えて、電磁的複製利用に関しての複製物の共有方法や範囲などについても問い合わせがあり適宜対応した。

②文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

(ア)文化庁著作権セミナー他各種文化庁主催・共催事業への参画、並びに講師の派遣

全国 12 か所に対面、オンラインで開催された文化庁著作権セミナーに資料提供等の協力を行った。講師の派遣について今年度はなかった。

(イ)同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及・啓発活動への参加

8 月 21 日のオンライン開催教職員著作権講習会に JRRC 事業の紹介を記した文化庁セミナー向け用 PDF を作成・提供し利用に供された。

(ウ)公益社団法人著作権情報センター(略称「CRIC」)の正会員として同センターの普及・啓発活動への協力

CRIC 総会等に参加し、著作権思想の普及啓発活動に正会員として協力した。

(2)国際活動への取り組み

- ①文化庁との連携によるアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、WIPO³研修に関する各種会議への参加等については、新型コロナウイルス禍の影響により実施されなかったが、次年度以降において実施の際は参加することとする。
- ②海外 RRO⁴又は MMO⁵ におけるデジタル分野での対応等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集および国内外の関連団体との連携については、IFRRO、APC、PDNL⁶、WIPO のオンライン会議に参加し、理事会にて報告を行った。

3.図書館における著作物利用に関する協議への参加

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に関しては、今年度は開催されなかったが、次年度以降開催される際は参加をする。

4.著作物や著作権者の所在を明らかにするデータベースの整備

ジャパンサーチ等の公的なアーカイブとの連携も視野に、構築へ向けた検討をしているが、国会図書館データベース API⁷等の仕様変更により当センターデータベースの更新に困難を生じる可能性があり、解決策を次年度以降引き続いて検討する必要性が生じた。

5.事業継続計画(BCP⁸)の整備

新型コロナウイルス禍および緊急事態宣言等における事業継続方策として、一部テレワークを実施することとなったが、基幹業務についても継続して行える体制を整えることができた。次年度以降も継続的に環境構築・整備を行う。

事業における重要な事項は、2020 年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条 第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は特に無いため、当該年度の附属明細書は作成していない。

以上

³ WIPO：「世界知的所有権機関」World Intellectual Property Organization の略

⁴ RRO：Reproduction Rights Organization の略

⁵ MMO：Media Monitoring Organization の略

⁶ PDNL：Press Database and Licensing Network の略

⁷ API：Application Programming Interface の略

⁸ BCP：Business Continuity Plan の略